

入 札 公 告【総合評価落札方式】
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年10月19日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘

1 業務の概要

(1) 業 務 名 平成22年度 単価契約浜松管内建設資材価格等調査業務(電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、浜松河川国道事務所管内における建設資材等市場価格の実態を適正かつ迅速に把握し、浜松河川国道事務所が発注する請負工事等の積算に用いる設計単価及び工事費等決定の基礎資料を得るものである。

(3) 履 行 期 限 平成23年3月25日

(4) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準の基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が2,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

また、本業務は、申請書等(技術提案書は除く)を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

電子入札システムで利用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所 経理課

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266

TEL 053-466-0112 FAX053-466-0124

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

2) 設計共同体

1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月19日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成22年度単価契約浜松管内建設資材価格等調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等をいう。

(3) 入札参加希望者の中立性・公平性に関する要件

入札参加希望者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

※ 「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。

※ 「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- ・一方の会社他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ・一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(4) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務

類似業務：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く。）地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が發注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務
- ・国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設工事分野の統計調査に関する業務、公共事業の積算に係る労務費調査に関する業務

(5) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

技術士（建設部門又は総合技術監理部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。
なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

（6）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有しなければならない。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務

類似業務：以下のいずれかの実績

- ・ 地方公共団体（都道府県及び政令市を除く。）地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務
- ・ 国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設工事分野の統計調査に関する

る業務、公共事業の積算に係る労務費調査に関する業務

(7) 恒常的雇用関係に関する要件

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

(8) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

- 1) 平成22年10月19日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年10月19日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置予定管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者

- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(9) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- 1) 実施方針
- 2) 業務実施体制

(10) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(11) 競争参加資格を与えない要件

- 1) 技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

① 技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

- 2) 見積書に関して次の事項に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

① 見積書の提出がない場合や提出された見積書が、特記仕様書及び数量総括表と整合が図られていない場合。

(12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと
(基準に該当する者のすべてが設計共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3 (2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1)基本事項評価（企業）
- 2)基本事項評価（技術者）
- 3)技術提案書
- 4)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

- ②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は60点とする。

(3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ①基本事項評価（企業）
業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）
- ②基本事項評価（技術者）
業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）
- ③技術提案書
実施方針、業務実施体制

※①の項目で最大15点、②の項目で最大15点、③の項目で最大30点を加算点とする。

- ④技術提案の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の基準は、入札説明書資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町2-6-6

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 経理課

電話 053-466-0112 FAX 053-466-0124

メールアドレス：keihamam@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

- ・「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書、資料及び見積書を提出するものとし、技術提案書は、「電子メール」、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、申請書、資料及び見積書を持参又は郵送等により4（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

- ・提出期間：以下のとおり提出期間が異なるため、注意すること。

様式1～7及び見積書 別表③1)のとおり

様式8～10 別表③2)のとおり

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札書の受付期間

別表④のとおり。

② 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承

諾を得た者は、紙により 4（１）まで持参すること。

③ 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5 その他

（１） 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

（３） 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４） 落札者の決定方法

3（１）に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

（５） 契約書作成の要否 要。

（６） 関連情報を入手するための照会窓口 4（１）に同じ。

（７） 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は 2（１０）の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

（８） 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある（入札説明書参照）。

（９） 詳細については、入札説明書による。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成22年11月25日
②	入札説明書等（仕様書含む） の交付期間	平成22年10月19日から 平成22年11月30日まで
③	申請書等の提出期間	1) 様式1～7及び見積書 平成22年10月20日から平成22年10月26日までの10時 00分から16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 2) 様式8～10 平成22年11月2日から平成22年11月17日までの10時 00分から16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	入札書の受付期間	平成22年12月1日10時00分から 平成22年12月2日16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成22年12月3日11時00分 浜松河川国道事務所入札室